○経済産業省告示第百四十号

外国為替令 (昭 和五十五年政令第二百六十号)第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告

示第二百二十九号(外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣 一の許可

を受けなければならない支払等) の <u>ー</u> 部を次のように改正し、 公布の日から施行する。

令和七年九月二十八日

経済産業大臣 武藤 容治

(傍線部分は改正部分)

イ又は口に掲げるもの(以下この号及び第六号にこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払(イ、ロ又はソに掲げるもの(以下この号及び第六これらのものによる本邦から外国へ向けた支払(
)次	払であって次に掲げるものに対して行うもの及び
向けた支払又は居住者による非居住者との間の支	向けた支払又は居住者による非居住者との間の支
一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ	一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ
改正前	改正後

資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上るもの(国際連合安全保障理事会決議に基づく	手段の開発に関与する者として外務大臣が定め	ソーイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬	イ〜レ(略)	者のために直接又は間接に行われるものを含む。	外の名義で行われるものその他の当該第一号対象	、当該第一号対象者のために当該第一号対象者以	行う支払及び第一号対象者による支払については	号において「第一号対象者」という。) に対して
		(新設)	イ〜レ (略)	ために直接又は間接に行われるものを含む。)	名義で行われるものその他の当該第一号対象者の	該第一号対象者のために当該第一号対象者以外の	支払及び第一号対象者による支払については、当	おいて「第一号対象者」という。)に対して行う

(削る) 機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与 する者を指定する件(令和七年外務省告示第三 百七十五号)で定めるものをいう。) (略) 五. 動を指定する件 資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活 事会決議に基づき 前承認により加盟国が許可することが可能となる して外務大臣が定めるもの た支払であって、イランの拡散上機微な核活動と 居住者又は非居住者による本邦から外国 (略) (平成二十八年外務省告示第十八 国際連合安全保障理事会の事 (国際連合安全保障理 「 へ 向 け

五·六 (略)		
六・七 (略)	う取引又は行為に係るもの	号) で定めるものをいう。) に寄与する目的で行